

2022年2月3日
電源開発株式会社

大間原子力発電所の設置変更許可申請の扱いについて

当社は、2014年12月16日、大間原子力発電所（以下「大間」という。）の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請以降、地震・津波関係の審査をして頂いている。プラント関係については審査に向けて必要な審査資料の準備を進めている。

以下、今後の審査を踏まえ設置変更許可申請書の扱いについて確認したい。

大間の設置変更許可申請は、新規制基準追加要求事項に該当する設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（以下「本体施設」という。）並びに特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）を一体で申請している。今般、特重施設の申請について、以下のとおり本体施設の申請から分離したいと考えている。

(1) これまでの経緯

- ・2014年12月16日、大間は本体施設と特重施設一体の設置変更許可を申請。
- ・申請後、特重施設は「具体的な施設の仕様や配置場所等については非公開」（2015年1月14日）とする審査の運用ルールが定められ、審査チームも秘密情報取扱者に限定された。
- ・その後、特重施設は、「本体施設等の設備仕様を確定させた後に、特重施設等の設備仕様について許可の判断をする必要がある。」（2015年11月13日）旨の審査に対する考え方が示された。

(2) 本体施設と特重施設の分離について

- ・大間の設置変更許可申請については、上記、審査における取扱いを考慮し、先行プラントと同様、本体施設の設備仕様の確定後に特重施設の審査という許認可手続きとするため、本体施設の設備仕様について審査するプラント審査の開始までに、以下の手続きにより本体施設と特重施設を分離することとしたい。
- ・2014年12月16日の設置変更許可申請について、本文・添付書類八等から特重施設に関する記述を削除する「補正」を行い、本体施設のための申請内容とする。
- ・なお、分離した特重施設については、本体施設の許可後、その審査結果を反映し、別途申請を行なう。

以 上